護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。

第三条の三第四項中「第二項第三号から第五号まで（第四号ハを除く。）、同項第七号（同号ロを除く。）、同項第八号（同号ロ及びハを除く。）及び同項第十号から第十五号まで（第十一号イ、ロ及びハを除く。）」を「第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号、同項第十四号、同項第十六号、同項第十七号（同号イ、ロ及びハを除く。）及び同項第十九号から第二十一号まで」に、「同項第三号中「防護区域又は周辺防護区域」を「同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「当該防護区域及び当該周辺防護区域」を「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に、「同項第四号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」を「同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「当該防護区域又は当該周辺防護区域」を「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」に、「同項第五号中」を「同項第六号中」に、「同項第十一号中「二以上の連絡手段により迅速」を「同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十七号中「見張人の詰所から」とあるのは「見張人から」と、「定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速」に改める。

第三条の四第一項第十三号を同項第十八号とし、同項第六号から第十二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　非常の場合の対応に関すること。

第三条の四第一項第四号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八　情報システムセキュリティ計画に関すること。

第三条の四第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の二第一項の認可に係るこの省令による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の二第一項の認可の申請であって、この省令の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に法第四十三条の二第一項の認可（前項の規定によりなお従前の例によるとされた同条第一項の認可を含む。）を受けている者に係るこの省令による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第一項の表第十二号、同規則第十四条の三第二項、第三項及び第四項並びに同規則第十六条の二第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十九日までに、法第四十三条の二第一項の変更の認可を申請しなければならない。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行前にされた法第五十七条の二第一項の認可に係るこの省令による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則第三条の四第一項の認可の申請であって、この省令の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に法第五十七条の二第一項の認可（前項の規定によりなお従前の例によるとされた同条第一項の認可を含む。）を受けている者に係るこの省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第三条の四第一項の認可の申請であって、この省令の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十三号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　文部科学大臣　平野　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	378,700
18年以上19年未満	386,000
19年以上20年未満	393,000
20年以上21年未満	399,000
21年以上22年未満	405,000
22年以上23年未満	410,000
23年以上24年未満	415,600